

第100回組合会開催報告

●平成23年度の収支予算と事業計画が決まりました

●保険料率の引上げにご理解ください



仲村議長による
ごあいさつ



第100回組合会のもよう

健保組合は毎年、単年度の事業計画を策定して予算編成を行います。この予算と事業計画が、組合会の理事・議員による理事会・組合会で審議され、承認されると、これに沿って1年間（4月から翌年3月まで）の事業運営を行うこととなります。予算と事業計画は、健保組合にとって1年間の設計図となる大切なものなのです。

当組合では、去る2月16日(水)に第100回組合会を開催し、平成23年度の事業計画ならびに収入支出予算などが慎重に審議され、すべての議案について承認・可決されました。（本文中の予算額等は百万円未満四捨五入で表記しています）

健康保険（一般勘定）

保険料率を引上げ、現状の事業運営を推進

1 概要

健康保険料率は
73%から85%へ引上げ

当組合では、平成20年度に別途積立金の保有額を勘案し、3年後の見直しを前提とし、別途積立金54億円を取崩して保険料率を2%引下げ73%としました。

しかしながら、現在の健保組合の財政状況は、新規加入事業所の促進により被保険者数が伸び、保険料収入は回復基調にあるものの、一昨年の百年に一度といわれる世界同時不況の影響からいまだ標準報酬は回復せず、平成20年度から施行された高齢者医療制度における後期高齢者納付金等の増大および毎年増え続ける医療費による支出の増加を補うまでには至らずに、窮迫が続いている状況にあります。

平成23年度の予算編成につきましては、現行の保険料率のままでは必要な財源が確保で

きない見通しとなり、理事会、組合会で審議を重ねた結果、別途積立金から10億9000万円を繰入れることにより、急激な保険料率の引上げを避け、健康保険料率を12%引上げの85%とすることと決定いたしました。

なお、健康保険法による健康保険組合連合会に拠出する調整保険料率につきましては、交付金交付事業の見直しに伴い、0.1%引上げ1.3%となります。